

生 田 警 察 署

駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの業務を行う者のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、自動二輪車等を含む放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、本ガイドラインの範囲内となりますが、本ガイドラインの範囲外であっても、次の事項に該当する場合は、警察署長の指示に従い確認事務を行うことが出来ます。
(1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
(2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
(3) 臨時的な祭礼・催事等により駐車実態の悪化が予想される場合
(4) その他、特に警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

路線 (区 間)	重点時間帯
県道新神戸停車場線(フラワーロード)(布引町1丁目1番先～税関前交差点)	7時～22時

◎ 重点路線

路線 (区 間)	重点時間帯
市道生田前線(生田新道)(三宮北交差点～下山手通3丁目交差点)	9時～翌日5時
市道長田補日尾線(山手幹線)(加納町3丁目交差点～楠町6丁目交差点)	9時～22時
市道若菜神戸駅線(サンセット通り)(阪急三宮駅北交差点～相生高架西交差点)	9時～22時
市道中央幹線(三宮交差点～有馬道交差点)	9時～22時
国道428号(家庭裁判所前交差点～東川崎交差点)	8時～22時
市道栄町線(栄町通1丁目交差点～神戸中央郵便局前交差点)	9時～20時(土・日・祝日)
市道宇治川筋線(下山手9丁目交差点～北長狭7丁目交差点及び北長狭7丁目東交差点)	9時～22時
国道2号(弁天町交差点～湊町1丁目交差点)	7時～22時

重点地域

◎ 最重点地域

地 域	重点時間帯
三宮北部地域	9時～翌日5時

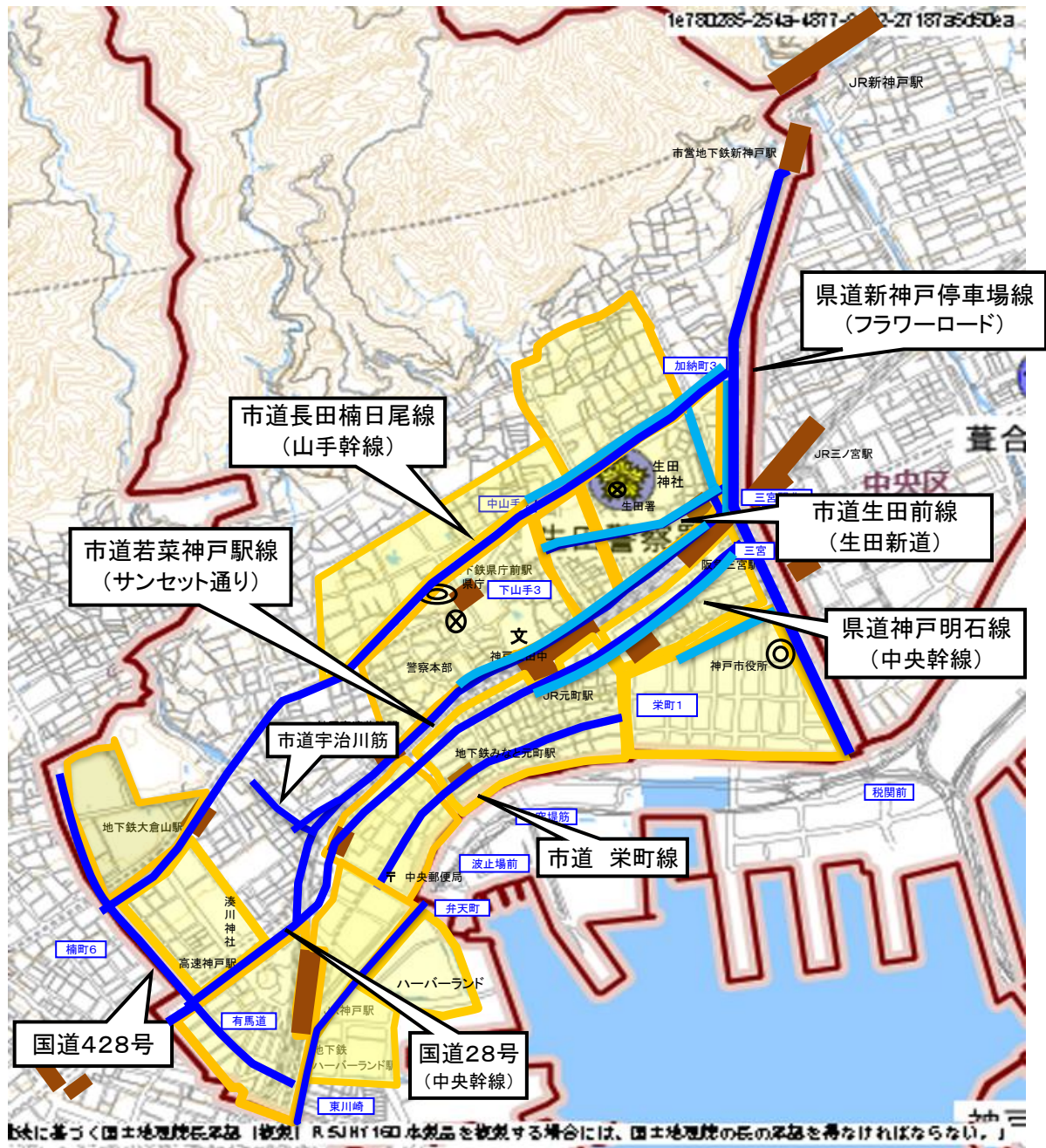
◎ 重点地域

地 域	重点時間帯
三宮センター街周辺	9時～22時(土・日・祝日)
下山手通3丁目・北長狭通3丁目周辺	9時～22時
大丸・京町筋・旧居留地周辺	9時～22時(土・日・祝日)
みなと小学校周辺	7時～22時(土・日・祝日)
栄町通東部地域(JR元町駅南・JRA A館B館周辺)	9時～22時(土・日・祝日)
栄町通西部地域	9時～22時(土・日・祝日)
JR神戸駅周辺	7時～22時
県庁・警察本部周辺	9時～22時
湊川神社周辺	9時～22時
北野町周辺	9時～22時
神戸小学校・神戸中華同文学校周辺	7時～19時
神戸大学医学部附属病院周辺	9時～22時

◎ 自動二輪・原付重点地域

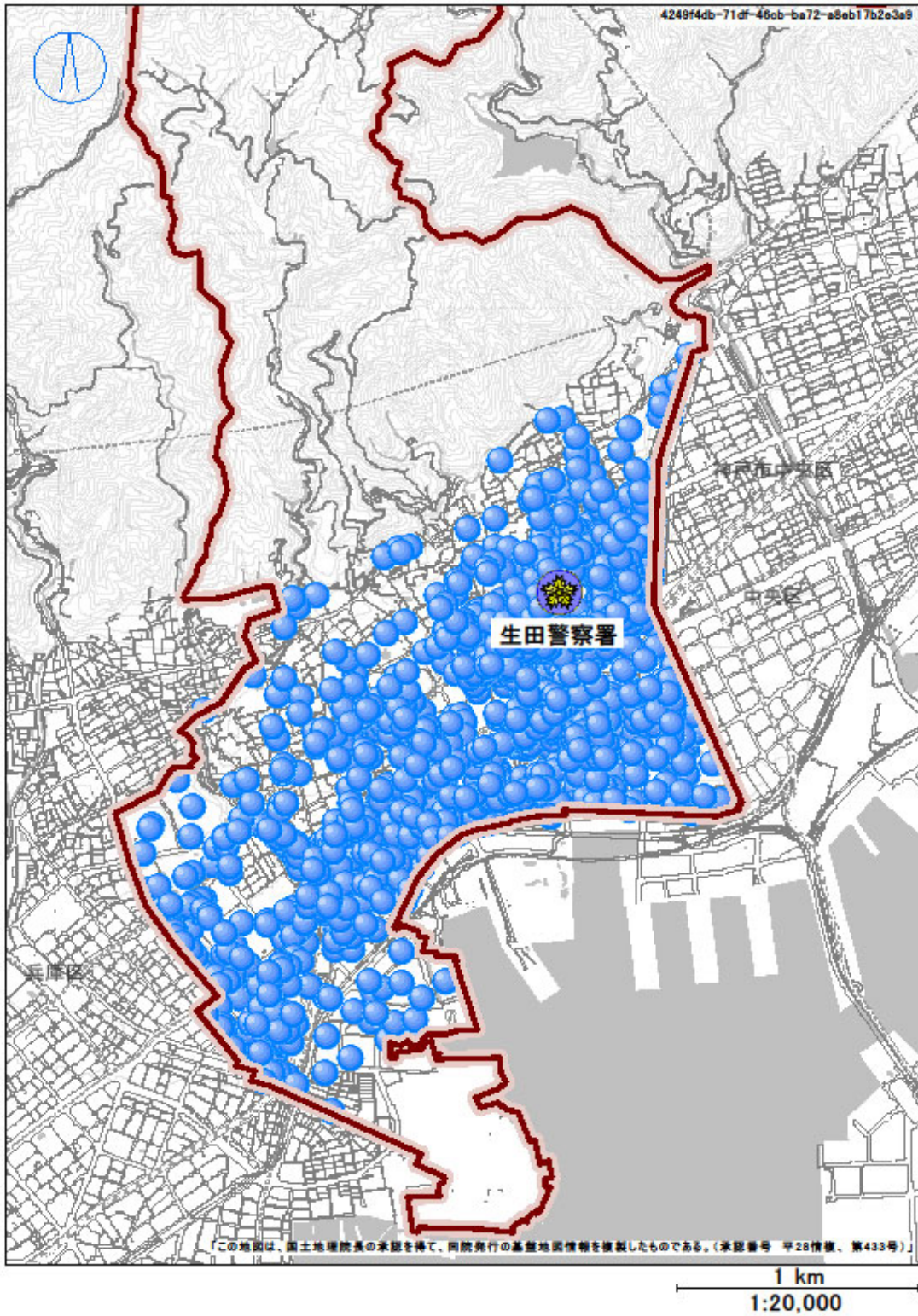
地 域	重点時間帯
県道新神戸停車場線(加納町3丁目交差点～三宮北交差点)	9時～22時
三宮中央通り(国際会館西交差点～三宮神社前交差点)	9時～22時
県道神戸明石線(三宮交差点～元町3丁目交差点)	9時～22時
市道若菜神戸駅線(阪急三宮駅北交差点～北長狭5丁目北交差点)	9時～22時
市道北野川線(阪急三宮駅北交差点～中山手1丁目東交差点)	9時～22時
市道生田前線(生田新道)(三宮北交差点～下山手3丁目交差点)	9時～22時
市道長田補日尾線(加納町3丁目交差点～中山手4丁目交差点)	9時～22時

兵庫県生田警察署 駐車監視員活動ガイドライン



凡例	最重点路線	}	■
	重点路線		
	最重点地域	}	■
	重点地域		
二輪車重点地域	■		

兵 庫 県 生 田 警 察 署 況
確 認 標 章 取 付 状 況



期 間	令 和 5 年 中
取付者	警 察 官 及 び 駐 車 監 視 員